仕　様　書

（令和９年度大宮駐屯地創立記念行事）

大宮駐屯地業務隊

仕様書

1　業務件名

陸上自衛隊大宮駐屯地創立記念行事における野外売店の設置及び経営

2　業務内容

野外売店の設置及び経営の業務

3　相手方の決定

本業務を行う者については、陸上自衛隊大宮駐屯地業務隊長（以下「甲」という。）が決定する。

4　国有財産の使用許可

(1)　本業務を行う者は、野外売店の設置場所に係る国有財産の用許可を得なければらない。

(2)　国有財産の使用許可は北関東防衛局長（以下「乙」という。）が行う。

(3)　次の各号に該当する場合は、使用許可を取り消し、又は変更することがある。

ア　国有財産の使用許可の相手方（以下「丙」という。）が使用許可条件に違反したとき。

イ　丙が自己都合による業務の解除をするとき。

ウ　国において使用物件を必要とするとき。

エ　駐屯地の訓練等により夏祭りが中止となった場合。

オ　丙の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき。

カ　丙の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

キ　丙の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

ク　丙の役員等が、暴力団又は暴力団員であることそ知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

ケ　丙の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(4)　使用許可期間が満了したとき、又は使用許可を取り消された場合は、丙は直ちに自己の負担で使用財産を現状に回復し、返還すること。この場合、丙は国に対し、一切の保証を請求することはできない。

5　丙の資格

丙は、以下の条件を満たしていること。

(1)　業務遂行上必要とされる関係法令及び規則等を遵守できること。

(2)　業務の全部又は一部を第三者に委託し又は譲渡することなく遂行できること。

(3)　国有財産使用許可書の使用許可条件を遵守できること。

(4)　本仕様書の全記載事項を遵守できること。

(5)　取扱食品について、食品、飲料水を提供する者は、申請の時点で開催場所において営業できる許可（自動車又はテント）又は届出を、保有または行っていること。

6　国有財産使用料

丙は、甲に野外売店の設置にかかる面積に応じた国有財産使用料を支払うこと。

なお、国有財産使用料は、甲の請求書により当該開催時までに納付すること。

7　費用負担

本業務に伴う費用は、丙の負担とする。

8　名義使用の制限

丙は、自己の営業上の取引に関して、甲及び乙（以下「甲等」という。）の名義を使用してはならない。

9　管理責任

(1)　丙は、自らの責任において野外売店を管理し、火災、盗難、食中毒等の予防について、関係法令及び規則等を遵守し、常に注意する。

丙に起因する事故発生の場合は、自らの責任において、損害の賠償を行い、甲及び乙に対し損害の賠償その他の申し立てをいないものとする。

(2)　丙は、自らの責任において保安について常に心掛け、いかなる事故発生の場合も甲及び乙に対し、損害の賠償その他の申し立てをしないもとする。

(3)　丙は、従事者の身元、規律の保持、健康管理、風紀及び衛生に関することなど、人事管理その他のこれらに関する関係諸法令の運用について、一切の責任を負わなければならない。

(4)　丙の従事者は、日本国籍を有する者とし、また、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入してはならない。

(5)　丙は、自らの責任において廃棄物の処理、減量化及びリサイクル化について、関係法令及び規則等に基づき適正に行わなければならない。

(6)　施設の維持管理については、国有財産使用許可書による。

10　衛生等の健康保持

丙は、丙の従事関係者が結核及び「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」で定義されている感染症を発症した場合又はその疑いのある場合には、業務に従事させないこととし、甲に対して速やかに報告すること。

11　情報保全の順守

(1)　丙は、甲、乙及び担当職員（「甲乙等」という。）の与えた指示及び本業務の遂行上知り得た甲乙等に関する情報（書面等をもって甲乙等が丙に提供した情報並びに施設内及びそれに準ずる場所で作業する際に見聞又は認識した情報の一切）の保全を順守し、これを本業務の履行以外の目的に使用し、又は第三者に開示してはならない。

(1)　丙は、自らの従事関係者に情報保全を順守させるために必要な措置を取らなければならない。

12　損害賠償

丙は、債務不履行の場合、情報保全に関する義務に違反した場合、その他業務に関して甲乙等に損害を与えた場合には、甲乙等に対し一切の損害賠償するものとする。

13　業務仕様

(1)　丙は、自ら提出した企画提案書に基づき業務を適正に履行することとし、企画提案書の内容について、甲の了解なく変更しないこと。

(2)　丙は、本業務の遂行に当たり、甲の担当職員の指示に従うこと。

(3)　丙は、庁舎内への出入り及び施設への立ち入りについては、許可を受けていない施設へは立ち入らないこと。

(4)　丙は、埼玉県生活環境保全条例（平成１３年埼玉県条例第５７号）に規定するディーゼル車規制に適合する車両を使用すること。

(5)　野外売店の設置及び撤去に係る費用は、丙の負担とする。また、当該作業の遂行に当たっては、担当職員の指示に従うこと。

(6)　丙は、常に販売場所周辺の清掃を行い、衛生管理について一切の責任を負うものとする。

(7)　丙は、野外売店を設置する場合においては、ゴミ箱を設置し、ゴミが溢れないよう回収することとし、ゴミ箱にその他のゴミが混在していた場合にも回収すること。

(8)　販売商品と廃棄物の搬入及びその方法については、甲の担当職員の指示に従うこと。

(9)　当日、販売前に商品を業務隊衛生科に提出すること。(細部は別途指示)

(10) 丙は、食品衛生及び他の売店との調和を図るため、天幕を設置し販売品名及び価格を表示すること。

(11) 丙は、売上金額を別に示す期日までに、担当職員に提出すること。

(12) 丙は、本業務の従事者について身元を保証するとともに、業務従事前に従事者名簿を提出するものとする。また、従事者名簿の記載事項について確認するための書類（履歴書（写し））など甲が必要と判断した書類の提出を求められた場合には、担当職員に提出しなければならない。

(13) 丙は、販売品目に重大なトラブル（異物混入、食中毒、リコール等）が発生した場合には、甲の担当者に速やかに報告するとともに、直ちに商品を回収し、甲の指示（野外売店の営業停止を含む）に従わなければならない。

(14) 丙は、本仕様書に記載されている遵守事項に違反した場合及び故意の過失により甲、乙又は利用者に被害が発生した場合は、直ちに業務を取り消すとともに、次年度以降、業務に従事できない場合がある。

(15) 丙は、公募説明会での遵守事項に違反した場合及び書類を提出しなかった場合（提出期限を守らなかった場合及び催促しても至急提出しない場合も含む。）は、次回以降、業務に従事できない場合がある。

(16) 本仕様書に記載のない事項及び細部については、必要の都度、甲の担当職員及び丙の間で協議する。

14　情報公開

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成１１年５月１４日法律第４２号）に基づき本業務に関する行政文書の情報公開請求が行われた場合は、第５条第２号に該当する情報を除き開示するものとする。

15　その他

(1)　店舗設定のため資材等運搬車両の駐屯地内の駐車は１台に限るものとする。
（丙の責任において車両２台目は、駐屯地外に駐車場等を確保すること。(キッチンカーは別途調整する。)）

(2)　販売時間は０９００～１４３０予定（警備及び撤収時間は別途協議)」